



熊本県公報

第 1 2 5 5 5 号
平成 28 年 9 月 20 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) 1
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//) 1
○漁獲共済義務加入に係る契約締結申込の同意成立	(団体支援課) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○定数漁業の許可申請期間	(水産振興課) 3
○熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部改正	(薬務衛生課) 3
公 告	
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 10
○土地改良区役員の退任	(//) 10
○換地計画の決定	(農地整備課) 10
○換地計画の決定	(//) 10
○熊本県福祉総合情報システム更新・VM移行業務委託契約の相手方の決定	(健康福祉政策課) 11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//) 11

告 示

熊本県告示第 8 1 4 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 9 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平沢津川（平沢津川 1）	五木村甲字平沢津	別図 1 のとおり	土石流
入鴨川（入鴨川 2）	五木村甲字宮園	別図 2 のとおり	土石流
内谷川（内谷川 1）	五木村乙字内谷	別図 3 のとおり	土石流
松本川	五木村甲字松本	別図 4 のとおり	土石流
溝の口川	五木村甲字下手	別図 5 のとおり	土石流
頭地川	五木村甲字下手	別図 6 のとおり	土石流

（別図 1 から別図 6 は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 8 1 5 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特

別警戒区域を次のとおり指定する。
平成 28 年 9 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平野川（平野川 1）	五木村甲字平野	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
入鴨川（入鴨川 1）-1	五木村甲字岳	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
入鴨川（入鴨川 1）-2	五木村甲字岳	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
宮園川	五木村甲字宮園	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
平野川（平野川 2）	五木村甲字西谷	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
小稚葉谷川	五木村丙字小稚葉	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
高野川（高野川 1）	五木村乙字高野	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
下梶原川（下梶原川 1）-1	五木村甲字下梶原	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり
下梶原川（下梶原川 1）-2	五木村甲字下梶原	別図 9 のとおり	土石流	別図 9 のとおり
元井谷川	五木村丙字元井谷	別図 10 のとおり	土石流	別図 10 のとおり

（別図 1 から別図 10 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 8 1 6 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分に係る特定第 2 号漁業者の同意が同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により公示する。

平成 28 年 9 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区の名 称	加入区の区域	漁業の区分
水俣加入区	水俣市漁業協同組合の地区	いわし機船船びき網漁業

熊本県告示第 8 1 7 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 28 年 9 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 9 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	水俣出水線	水俣市大字長崎字河端 794 番 1 地先から 同所 787 番 10 地先まで	前	15.5 ～ 29.8	146.3	防安交 (改築)
			後	32.4 ～	143.8	

			46.3		
--	--	--	------	--	--

2 区域を変更する期日 平成28年9月20日

熊本県告示第818号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	小目流し網漁業	熊本有明海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	天草有明海
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海

2 申請期間

平成28年9月20日から平成28年9月26日まで

熊本県告示第819号

熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成28年9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部を改正する要項
熊本県薬局機能情報提供制度実施要項（平成20年熊本県告示第26号）の一部を次のように改正する。

第2及び第3を次のように改める。

第2 薬局機能情報の報告

1 薬局機能情報の報告の方法及び時期（法第8条の2第1項関係）

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）第11条の2に規定する知事が定める方法は、電磁的方法「くまもと電子申請窓口」（以下「電子申請」という。）により行う方法とする。ただし、これにより難しい場合は、別記様式1「薬局機能情報報告書」による書面での報告により行うことができるものとする。

(2) 規則第11条の2に規定する知事の定める日は、毎年3月31日とし、その日までに前年の1月1日から12月31日までの実績について報告するものとする。

2 基本情報等の変更の報告（法第8条の2第2項関係）

薬局機能情報のうち規則別表第1第1の項第1号に掲げる基本情報及び同項第3号(1)に掲げる事項の変更の報告の方法は、電子申請により行う方法とする。ただし、これにより難しい場合は、別記様式2「基本情報等変更報告書」による書面での報告により行うことができるものとする。

第3 薬局機能情報の報告先

1 法第8条の2第1項の規定による薬局機能情報の報告

(1) 電子申請による報告の場合は、薬務衛生課に報告する。

(2) 書面による報告の場合は、別記様式1「薬局機能情報報告書」を店舗の所在地を管轄する保健所（熊本市内にある場合は、薬務衛生課）に提出する。

2 法第8条の2第2項の規定による基本情報等の変更の報告

(1) 電子申請による報告の場合は、薬務衛生課に報告する。

(2) 書面による報告の場合は、別記様式2「基本情報等変更報告書」を店舗の所在地を管轄する保健所（熊本市内にある場合は、薬務衛生課）に提出する。

別記様式1及び別記様式2を次のように改める。

別記様式 1

薬局機能情報報告書



年 月 日

熊本県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
〒 ー TEL

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 8 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり薬局機能情報について報告します。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 2 条の規定により、下記のとおり取扱処方箋数の届出をします。

記

第 1 管理、運営、サービス等に関する事項

1 基本情報

報告区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 定期報告（年 1 回）
許可番号及び年月日	第 号	年 月 日
薬局の名称		
ふりがな		
ローマ字表記		
薬局開設者		
ふりがな		
薬局の管理者		
ふりがな		
薬局の所在地	〒 ー	
ふりがな		
英語表記		

電話番号	-	
ファクシミリ番号	-	
電話対応できない時間帯		
営業日・開店時間 (営業日に✓を付ける。)	営業日	開店時間
	<input type="checkbox"/> 月曜日	
	<input type="checkbox"/> 火曜日	
	<input type="checkbox"/> 水曜日	
	<input type="checkbox"/> 木曜日	
	<input type="checkbox"/> 金曜日	
	<input type="checkbox"/> 土曜日	
	<input type="checkbox"/> 日曜日	
祝祭日の営業の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
盆休みの営業の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
年末年始の営業の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
その他特別な休業日		
開店時間外の対応 (夜間・休日等)		
開店時間外で相談できる時間		

2 薬局へのアクセス

薬局までの主な利用交通手段		
薬局の駐車場	有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	台数	台
	有料・無料	<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料
	その他	
ホームページ	有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	有料・無料	<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料
	アドレス (URL)	
電子メール	有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	アドレス	

3 薬局サービス等

健康サポート薬局である旨の表示	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
相談に対する対応の可否		
健康相談	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
禁煙相談	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
誤飲・誤食による中毒相談	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
その他の相談	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
(内容)		
対応することができる外国語の種類		
英語 (対応可能レベル)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> 日常会話	<input type="checkbox"/> 母国語
韓国語 (対応可能レベル)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> 日常会話	<input type="checkbox"/> 母国語
その他対応可能な外国語		
外国語に対応できない曜日と時間		
外国語対応の事前連絡	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
障害者に対する配慮		
聴覚障害者への対応 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> 図面表示	
	<input type="checkbox"/> 文書又は筆談での服薬指導	
	<input type="checkbox"/> 手話通訳での服薬指導	
<input type="checkbox"/> 相談に応じて対応		
視覚障害者への対応 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> 薬袋・薬剤への点字表示 (シール等)	
	<input type="checkbox"/> 服薬指導に用いる文書の点字による作成	
	<input type="checkbox"/> 音声案内	
<input type="checkbox"/> 相談に応じて対応		
障害者に対応できない曜日と時間		
障害者対応の事前連絡	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
車椅子の利用者に対する配慮 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> スロープ	<input type="checkbox"/> 手すり
	<input type="checkbox"/> 身体障害者用トイレ	
	<input type="checkbox"/> 車椅子利用者駐車場	
	<input type="checkbox"/> 点状ブロック	<input type="checkbox"/> 昇降機
	<input type="checkbox"/> バリアフリー対応	
受動喫煙を防止するための措置	<input type="checkbox"/> 全面禁煙	<input type="checkbox"/> 喫煙所設置 <input type="checkbox"/> 未実施

4 費用負担

医療保険及び公費負担等の取扱い (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 健康保険法に基づく保険薬局としての指定 <input type="checkbox"/> 生活保護法に基づく指定 <input type="checkbox"/> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定 <input type="checkbox"/> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 <input type="checkbox"/> 母子保健法に基づく指定 <input type="checkbox"/> 児童福祉法に基づく指定 <input type="checkbox"/> 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定 <input type="checkbox"/> 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定 <input type="checkbox"/> 戦傷病者特別援護法に基づく指定 <input type="checkbox"/> 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
クレジットカードによる料金の支払	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
取扱いカードの種類	

第 2 提供サービスや地域連携体制に関する事項

1 業務内容、提供サービス

認定薬剤師の種類及び人数		
研修認定薬剤師 (日本薬剤師研修センター)		人
禁煙指導薬剤師 (公益社団法人熊本県薬剤師会)		人
漢方薬・生薬認定薬剤師 (日本薬剤師研修センター)		人
上記以外の種類及び人数		人
薬局の業務内容		
無菌製剤処理に係る調剤の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
他の薬局の無菌調剤室を利用している場合は、その薬局の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
一包化薬に係る調剤の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
麻薬に係る調剤の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
薬局製剤の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
薬剤服用歴管理の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

薬剂情報を記載するための手帳(お薬手帳)の交付	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
-------------------------	----------------------------	----------------------------

地域医療連携体制		
医療連携の有無	在宅医療	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	輪番制の参加	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
地域住民への啓発活動への参加	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

2 実績、結果等に関する事項

薬局の薬剤師数	人	
医療安全対策（医薬品使用に係る安全な管理のための責任者の配置）	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
情報開示の体制	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
症例を検討するための会議等の開催	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
処方箋を応需した者（患者）の数 （延べ処方箋枚数）	人	
患者満足度の調査		
過去1年以内におけるアンケート調査の実施	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
アンケート調査結果の提供	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

第3 取扱処方箋数（非公表）

前年における総取扱処方箋数	枚	
前年において業務を行った期間（対象期間）及び日数	年 月 日～	年 月 日
	日	
対象期間の一日平均取扱処方箋数	枚/日	
薬局の薬剤師数	常勤	人
	非常勤	人

別記様式 2



基本情報等変更報告書

年 月 日

熊本県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒 — TEL

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 8 条の 2 第 2 項の規定により、下記のとおり基本情報等について変更が生じたので報告します。

許可番号及び年月日		第	号	年	月	日
薬局の名称						
薬局の所在地		〒	—	TEL	—	—
変更内容	事項	変更前		変更後		
変更年月日		年		月	日	
備考						

- 附 則
- この要項は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
 - この要項による改正後の熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の規定は、この要項の施行の日以後にされる薬局機能情報の報告及び基本情報等の変更の報告について適用し、同日前にされた薬局機能情報の報告及び基本情報等の変更の報告については、なお従前の例による。

公 告

熊本県公告第572号

阿蘇市に事務所を置く阿蘇土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年9月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	永富 久義	阿蘇市狩尾561番地
就任 理事	佐藤 哲治	阿蘇市狩尾382番地

熊本県公告第573号

熊本市に事務所を置く杉上土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年9月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	陣 榮一	熊本市南区城南町丹生宮877番地5

熊本県公告第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営和水東部地区（岡換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成28年9月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧の期間 平成28年9月21日から
平成28年10月20日まで
- 2 縦覧の場所 和水町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第575号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営和水西部地区（大田黒換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成28年9月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧の期間 平成28年9月21日から
平成28年10月20日まで
- 2 縦覧の場所 和水町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第576号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成28年9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
熊本県福祉総合情報システム更新・VM移行業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県健康福祉部健康福祉政策課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年9月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通エフ・アイ・ピー株式会社九州支社
福岡県福岡市博多区博多駅南2-1-9
- 5 随意契約に係る契約金額
50,976,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,776,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第577号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上4652番3の一部
2,931.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼2962番地3
有限会社サンケイ地所

熊本県公告第578号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字山下2145番4及び同2147番の一部
999.63平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町杉並台二丁目12番17号
菖蒲 新一郎